

訓練時における安全配慮義務について

■ 過去の判例にみる訓練時の安全配慮義務

○宮崎市消防訓練事故事件（宮崎地判 昭和 57 年 3 月 30 日）

救助訓練中に、訓練事故がもとで死亡した消防職員の遺族が、安全配慮義務を根拠として、市を被告として損害賠償請求をした事件。

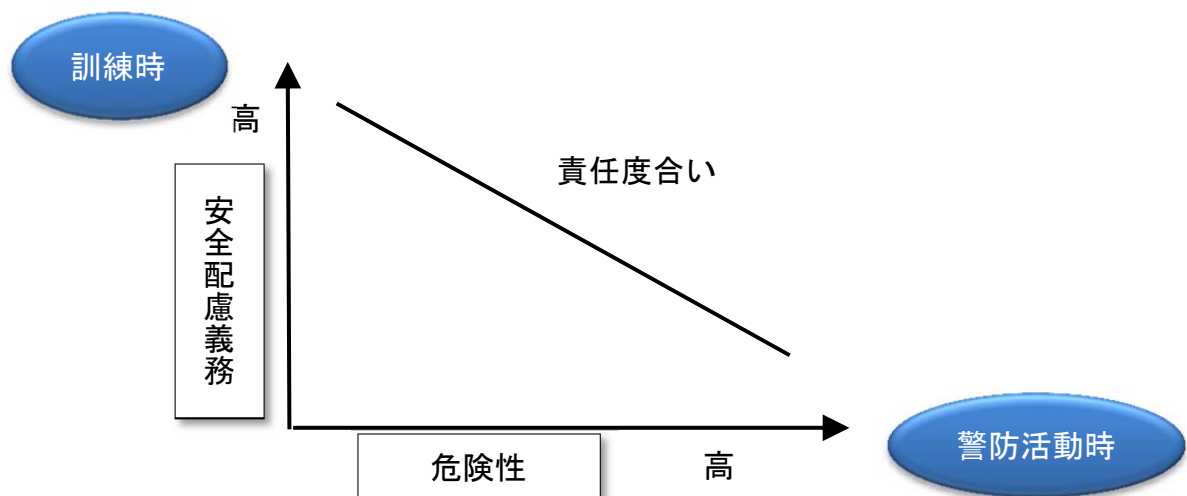
【事故概要】

救助訓練中、訓練塔の足場から他の訓練塔へのロープを渡すため、ロープを後方へ大きく振り上げて投げる瞬間、足場上にある塔の筋交いにロープが接触し、そのはずみで身体のバランスを失い、7メートルの高さから落下し、死亡したものの。

【判決概要】※一部抜粋

- 安全配慮義務の具体的内容は、公務員の職種、地位及び安全配慮義務が問題となる具体的状況によって異なるべきものである。とくに消防職員などのように業務の性質上危難に立ち向かいこれに身を曝さなければならない義務のある職員は、業務上現実の履行が求められる火災現場の消火活動、人命救助など現在の危難に直面した場合において使用者である地方公共団体に自己の身を守るべき安全配慮義務を強く求めることはできない。
- しかし、通常の火災予防業務、一般訓練、消防演習時などのように前示危難の現場から遠ざかれば遠ざかるほど安全配慮義務が強く要請されるのであって、要するに危難との距離と安全配慮義務の濃淡とが相関関係にあると考える。
- 危難に立ち向かう職員が危難現場において臨機の行動をとりその職務を全うできるようその使用者は、十分な安全配慮をなした訓練を常日頃実施すべき義務がある。

■ 安全配慮義務による責任の度合い 〈イメージ図〉



出典：「二訂版 実践・消防の安全管理」（東京法令出版）

◎災害現場等での受傷事故発生に伴う使用者の責任について

消防職団員が災害現場等で受傷した場合、地方公共団体は、「民事上の責任」、「刑事上の責任」を追求される可能性がある。

○民事上の責任

- ・債務不履行に基づく損害賠償義務（安全配慮義務違反）（民法第415条）
- ・公権力の行使に伴う地方公共団体の不法行為責任（国家賠償法第1条）

○刑事上の責任

- ・業務上過失致死傷罪（刑法第211条第1項）

1 民事上の責任

（1）債務不履行に基づく損害賠償義務（安全配慮義務違反）（民法第415条）

- 安全配慮義務とは、「ある法律関係に基づいて、特別な社会的接触の関係に入った当事者の間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるものである」と最高裁により判示されており、これは、「国と公務員との間においても別異に解すべき論拠はなく、公務員が前記の義務（※職務専念義務及び法令・上司の命令に従う義務のことをいう。）を安んじて誠実に履行するためには、国が、公務員に対し安全配慮義務を負い、これを尽くすことが不可欠である」とされている。（最判昭和50年2月25日）
- 地方公共団体と地方公務員の関係でいえば、地方公共団体は、所属の地方公務員に対し、地方公共団体が公務遂行のために設置すべき場所、施設若しくは器具等の設置管理、又は、地方公務員が上司の指示のもとに遂行する公務の管理に当たって、当該公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき安全配慮義務を負っているということになる。

消防活動に伴う職員の受傷が、

①消防機械器具の管理の不備

②不適正な業務管理

によるものである場合には、
地方公共団体は、当該受傷職員に対して安全配慮義務違反として債務不履行による損害賠償責任を追求されることがある。

自衛隊八戸車両整備工場損害賠償事件（最判 昭和 50 年 2 月 25 日）

※安全配慮義務違反を問われた事例

＜事件の概要＞

自衛隊員であったAが、昭和 40 年 7 月 13 日に車両整備工場で車両整備に従事中、後進してきた大型自動車の後輪で頭部を轢かれて死亡した。その後、自衛隊員Aの父母が国を相手取って訴えを提起したもの。

＜判決の概要＞

「国と国家公務員（以下「公務員」という。）との間における主要な義務として、法は、公務員が職務に専念すべき義務並びに法令及び上司の命令に従うべき義務を負い、国がこれに対応して公務員に対し給与支払義務を負うことを定めているが、国の義務は右の給付義務にとどまらず、国は、公務員に対し、国が公務遂行のために設置すべき場所、施設もしくは器具等の設置管理又は公務員が国もしくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって、公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務（以下「安全配慮義務」という。）を負っているものと解すべきである。」として、国家公務員に対して国には安全配慮義務があることを認めたもの。

（２）公権力の行使に伴う地方公共団体の不法行為責任（国家賠償法第 1 条）

- 国家賠償法第 1 条第 1 項は、国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体は、この損害を賠償する責任を負うと規定している。

消防活動に伴う職員の受傷が、他の職員の過失によるものである場合は、地方公共団体は、当該受傷職員に対して、損害賠償義務を負うことがある。

2 刑事上の責任

（１）業務上過失致死傷罪（刑法第 211 条第 1 項）

業務（反復継続して行い、人の生命・身体に対する危険を含むもの）の実施に当たって、業務上必要な注意（法令上又は経験則上当然に要求される注意）を怠って人を死傷させた者は、5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処すると規定されている。

消防活動に伴う職員の受傷が、当該消防活動を管理監督すべき職員が必要な注意義務を怠ったことによる場合には、刑事責任が科されることがある。

（参考文献）「民法Ⅲ 債権総論・担保物件（東京大学出版会）」
「安全管理（東京法令出版）」

〈参考条文〉

民法（明治二十九年法律第八十九号）

（債権等の消滅時効）

第百六十七条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

（債務不履行による損害賠償）

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

国家賠償法（昭和二十二年法律百二十五号）

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

第四条 国又は公共団体の損害賠償の責任については、前三条の規定によるの外、民法の規定による。

刑法（明治四十年法律第四十五号）

（業務上過失致死傷等）

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

◎受傷事故発生に伴う責任に関する判例

(1) 民法第 415 条に関する判例

○宮崎市消防訓練事故事件

救助訓練中に、訓練事故がもとで死亡した消防職員の遺族が、安全配慮義務を根拠として、市を被告として損害賠償請求をした事件。

<事故概要>

救助訓練中（障害突破）、訓練塔の足場から他の訓練塔へのロープを渡すため、ロープを後方へ大きく振り上げて投げる瞬間、足場上にある塔の筋交いにロープが接触し、そのはずみで体のバランスを失い 7 m の高さから落下し、死亡したもの。

<判決抜粋>

- ・ 地方公共団体は所属の地方公務員に対し、地方公共団体が公務遂行のために設置すべき場所、施設もしくは器具等の設置管理又は公務員が上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって、公務員の生命及び健康等を保護するよう配慮すべき義務を負っているものである。
- ・ 安全配慮義務の具体的内容は、公務員の職種、地位及び安全配慮義務が問題となる具体的状況によって異なるべきものである。とくに消防職員などのように業務の性質上危難に立ち向かいこれに身を曝さなければならない義務のある職員は、業務上現実の履行が求められる火災現場の消火活動、人命救助など現在の危難に直面した場合において使用者である地方公共団体に自己の身を守るべき安全配慮義務を強く求めることはできない。
- ・ しかし、通常の火災予防業務、一般訓練、消防演習時などのように前示危難の現場から遠ざかれば遠ざかるほど安全配慮義務が強く要請されるのであって、要するに危難との距離と安全配慮義務の濃淡とが相関関係にあると考える。
- ・ 危難に立ち向かう職員が危難現場において臨機の行動をとりその職務を全うできるようその使用者は、十分な安全配慮をなした訓練を常日頃実施すべき義務がある。

(宮崎地判 昭 57. 3. 30)

(2) 国家賠償法に関する判例

○繁藤災害国家賠償請求事件

大規模な山崩れによって、救助作業に従事中の消防団員ら 60 名が死亡した事故に関して、消防団副団長らの不法行為責任が問われた事件。

<事故概要>

昭和 47 年 7 月 5 日、高知県香美郡土佐山田町繁藤地区(現香美市土佐山田町)で、集中豪雨による土砂崩れで生き埋めになった消防団員 1 人の救出作業中、追廻(おいまわし)山中腹附近が幅 170m、長さ 150m、高低差約 90m、崩落土量約 10 万 m³ の規模で大崩落し、救出作業に従事していた者及びこれを見守っていた者等が生き埋めとなり、結果として消防団員らを含む 60 人の死者を出す大災害事故となったもの。

＜判決概要＞

- ・消防団副団長は、当時の集中豪雨の状況から、十分な警戒監視体制をとり周到な避難措置を講じておくべき職務上の義務があったのにこれを怠ったため、事前に崩壊の危険を察知し対処することができず、その結果本件災害が発生した。（一審・高知地判 昭 57. 10. 28）
- ・消防団副団長には当時の状況の下では大規模な地すべりの発生を予見することは困難であり、警戒監視体制をとり避難措置を講じておくべき義務はない。（控訴審・高松高判 昭 63. 1. 22）
- ・最高裁で和解が成立（平成 3. 9. 5）

○消防団消防自動車事故事件（豊橋市）

市消防団員が火災現場に出場中、運転者の過失により消防車が転倒し、その下敷きとなり死亡した。遺族が、市に対して国家賠償法により、損害賠償請求をした事件。

＜事故概要＞

消防自動車に乗車して火災出動中、市内の県道で、対向車を避けるため消防車を運転していた同僚の消防団員がその運転を誤り、左側の道路から約八メートル下の水田に転落し、その消防車の下敷きとなり、死亡したものの。

＜判決抜粋＞

- ・市は消防自動車の運行供用者であり、また消防自動車を運転していた者は市の特別地方公務員（消防団員）であるところ、本件事故は市の公務出動中に発生したものであるから、被告は国家賠償法第 1 条第 1 項、自動車損害賠償保障法第 3 条、民法第 715 条による責任がある。
（名古屋地判 昭 44. 12. 17）

（３）刑法第 211 条に関する判例

○宮崎市消防訓練事故事件

当該事故により死亡した職員の上司である消防署長が業務上過失致死罪により罰金 10 万円の略式命令により処せされた。

＜事故概要＞ （１）と同じ

＜判決抜粋＞

- ・消防署長は、署の事務を統括し、所属の消防署員を指揮監督する業務に従事しており、特別救助隊員に対して反復してロープブリッジの訓練を行わせていたが、本件のような高所の訓練では死傷者事故発生の虞れがあったのであるから、安全用の網を張る等して訓練中の特別救助隊員が誤って転落しても負傷等をしない措置をとり、またかかる措置がとれない以上訓練は厳に差し控えるべき業務上の注意義務がある。消防署長は上記注意義務を怠り、特別救助隊員の転落はないものと轻信し、何ら安全用の網を張る等の措置をとらないまま漫然とロープブリッジの訓練をさせた過失がある。
（宮崎簡裁 昭 53. 1. 6）